



ご先祖をうやまい
供養する心を
いつまでも

お墓のことなら何でもご相談ください(納骨のお手伝いをします)

創業明治40年
碑石指定業者

(株)福田石材工業

☎093-962-1325

<http://www.fukuda-sekizai.co.jp>



石に心・先祖に合掌
碑石指定業者

(株)花元石材

☎0120-040626

<http://www.hanamoto.com>





慰霊祭のご案内

第49回合同慰霊祭

本年も秋の合同慰霊祭を、次のとおり執り行いますので、ご参列くださいますよう、ご案内申し上げます。

とき 令和7年9月20日(土)

午前10時30分開式・11時終了予定

ところ 霊園内うめ駐車場慰霊碑前



水子供養大祭

毎年4月24日午前10時30分から
霊園内水子地蔵苑で





「寿陵堂」(永代供養墓)募集中です!



霊園が管理を行いますのでお墓を継ぐ方がいなくても安心です。

納骨堂タイプの合葬墓

将来の備えとして生前にも申し込みができます。常時受け付けています。

- 納骨後33年間は骨壺のまま安置し、その後合葬します。
- 毎年、春秋のお彼岸月とお盆には、霊園が合同供養(法要)を執り行います。

1体30万円〈消費税 別途〉

※永代使用料、永代管理料費等すべて含まれており、今後新たな費用負担をお願いすることはありません。

(詳細は、管理事務所にお問い合わせください。)

管理事務所 TEL093-961-0327

一般墓地も随時受け付けています。



交通事故・混雑防止にご協力を

お盆・彼岸及びその前後は、園内が車で大変混雑します。必ず徐行し、駐車は所定の場所をご利用ください。また、ガードマンが交通整理にあたっているときは、その指示に従ってください。

なお、お盆・彼岸の期間は、例年、午前中に墓参者が集中します。

ホームページのご案内

アドレスは下記のとおりですが、「公益財団法人北九州霊園」でも検索できます。

「当園のご案内」「お墓をお探しの方」「よくあるご質問」「当園の制度」「交通アクセス」などをアップしています。是非ご覧ください。



アドレス <https://www.kitakyushureien.or.jp>

お墓参りのマナー

●**手桶などは所定の場所へ**
霊園に備え付けの手桶、柄杓を利用された方は、必ず元の置き場にお戻しください。

●**絶対におやめください。**
なお、霊園内に家庭内のごみ等を持ち込むのは、絶対におやめください。

●**お供え物は必ずお持ち帰りください**
お墓参りの際、お供え物、特に飲食物をお墓に置いて帰られますと、不衛生のうえ、カラスなどに荒らされ周囲に散乱し、見苦しくなります。お持ち帰りいただきますようお願いいたします。

●**お掃除は何よりの供養です**
墓地は、ご先祖さまが眠っておられるところです。ご供養のためにも、ときどきお出かけいただき、草取りや清掃をお願いします。お墓の区画内は、使用者の方が維持管理を行っていただくことになっています。

霊園管理事務所の営業

営業日 年末年始(12/27～翌1/6)を除く
全ての日(土・日・祝日も営業)

営業時間 午前9時から午後5時まで

霊園の開門時間

通年 午前6時～午後7時

※ただし、次の期間は閉門しません

9月20日～26日、12月27日～翌1月6日、3月17日～23日、8月11日～15日

※霊園の出入門は、所定時刻になると自動的にチェーンが昇降する「チェーンゲート方式」です。ご注意ください。

来年3月は一般管理料の納入月です

来年（令和8年）3月は、墓地一般管理料の定期納入月です。今回は、令和8年4月から令和10年3月までの2年間分です。令和8年3月初めに郵便局の振込用紙をお送りしますので、令和8年3月末日までに最寄りの郵便局にて、お振込みください。

こんなとき 手続きが必要です

次のような変更等があったときは手続きが必要です。詳しくは、霊園管理事務所にお問い合わせください。

TEL 〇九三九六二〇三二七

住所変更

住所が変わった場合、管理事務所に連絡を。
（電話、郵便でも結構です。）

承継（名義変更）権利者が亡くなられたときなど

- ① 墓地永代使用権利証書
- ② 現権利者と承継者の関係を証する戸籍謄本 など
- ③ 印鑑・本人確認書類 など

納骨

- ① 死体埋葬・火葬許可証（市町村長発行）
- ② 印鑑・本人確認書類 など

改葬（納骨している遺骨を他の墓所に移す）

- ① 当霊園で埋葬証明を受けた後、北九州市に改葬許可申請を行ってください。

- ② 印鑑・本人確認書類 など

※住所変更以外の手続きを代理人が行う場合は、委任状が必要です。

霊園は、管理料によって維持されています

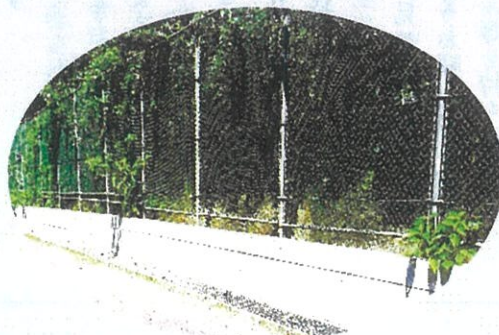
* 管理料は、施設の維持管理、園内整備、霊園の運営費等に使われています。
* 未納の方は至急お支払いください。
管理料が計画どおり納入されないと、霊園の共用部分の維持管理やサービス等に支障をきたし、他の使用者の方に迷惑がかかります。



除草剤散布



樹木剪定



フェンス改修



樹木消毒

利用者に大きな安心を届けるため、AED（自動体外式除細動器）を管理事務所に設置しました。

